

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備事業者募集に係る評価項目

大項目	中項目	小項目	評価のポイント	
I 法人の経営等	1 経営の安定性	財務状況	短期安定性。流動比率が 120 パーセント以上か。 ※算出式 流動比率 = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100 (%)	
			長期安定性。自己資本比率が 50 パーセント以上か。 ※算出式 自己資本比率 = 純資産 ÷ 資産総数 × 100 (%)	
			長期安定性。固定長期適合率が 100 パーセント以下か。 ※算出式 固定長期適合率 = 固定資産 ÷ (純資産 + 固定負債) × 100 (%)	
	2 社会福祉法人の運営	介護保険法に基づく監査の結果	過去 6 年間の介護保険法に基づく監査において、文書指摘事項はないか。	
			老人福祉法に基づく監査の結果	過去 6 年間の監査（一般監査・特別監査）において、文書指摘事項はないか。
			高齢者虐待防止法に基づく立入調査の結果	過去 6 年間の高齢者虐待防止法に基づく立入調査において、虐待認定されたか。
職員の処遇			処遇改善加算取得の状況	
		職員の負担軽減	職員の負担軽減のために ICT 等の活用をしているか。	
II 施設整備運営方針		全体コンセプトほか	定期巡回の運営にあたっての全体のコンセプト及び運営規程（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 3 条の 29）において定めるべき重要事項等を十分に検討しているか。	
			(1 全体コンセプト)	
			(2 事業の目的及び運営の方針)	
			(3 従業者の職種、員数及び職務の内容)	
			(4 営業日及び営業時間)	
			(5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額)	
			(6 通常の事業の実施地域)	
			(7 緊急時等における対応方法)	
			(8 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法)	
			(9 虐待の防止のための措置に関する事項)	
			(10 その他運営に関する重要事項)	
			(11 【整備予定地が津波避難対策地域又は津波注意地域に含まれる場合】職員を避難させる方策等、津波への備え)	

大項目	中項目	小項目	評価のポイント
Ⅲ 整備予定地		立地条件	交通状況や地理的条件等を勘察し、事務所機能が十分に果たせる位置にあるか。
Ⅳ 施設計画	1 設備	端末機器等	ケアコール端末や利用者情報等の蓄積機器、利用者からの通報を受けるための通信機器については、適切な機能を有し、使いやすいものとなっているか。
		2 職員	採用
	配置		オペレーター・訪問介護職員等の配置が手厚いか
	処遇		職員の離職防止のための取り組み（処遇改善や研修実施等）が適切であるか
	3 周辺への影響	周辺への影響	定期巡回の事業所の建設により、日照、風通し、テレビ電波受診障害等の問題が生じるおそれはないか。
4 耐震性	既存建物の耐震性	既存建物は最新の耐震性を確保しているか。	
Ⅴ 資金計画		資金計画	本計画に係る運営資金を保有しているかどうか。
		借入金	運営資金が不足しており、借入を行う場合は返済が可能な実現性のある資金計画となっているか。